

事務連絡
平成20年11月25日

地方厚生（支）局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の
施行に伴う医療機関等における留意事項について

長寿医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年9月9日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、長寿医療制度に係る75歳到達月の自己負担限度額の特例の創設及び現役並み所得者の判定基準の見直しについて、以下のとりまとめが行われ、これを踏まえ、政府としては、見直しに係る改正政令を11月21日に公布し、来年1月の施行に向けて準備をしているところです。

2. 長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題について

(1) 月の途中で75歳となり長寿医療制度に移行する場合、移行前後の医療保険制度においてそれぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題が生じうる。これについては、従前と同様の限度額となるよう、75歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1に設定することとし、平成21年1月から実施する。

なお、平成20年4月以降についても、この方針に沿って同様の取扱いとすることとし、具体的な事務手続等をさらに詰める。

(2) 長寿医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が1割から3割となるという問題がある。これについては、従前と同様1割負担のままとすることとし、平成21年1月から実施する。

つきましては、11月21日付けで都道府県及び都道府県後期高齢者医療広域連合あて発出した改正政令の施行通知を別添のとおり情報提供いたしますと

ともに、その施行に当たり医療機関等において御留意いただきたい事項について下記のとおりお示ししますので、その内容について御承知いただき、貴局管内保険医療機関等に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

I 75歳到達月の自己負担限度額の特例

1 内容

75歳に到達し、長寿医療の被保険者となった方が、当該75歳に到達した月に療養を受けた場合、個人単位の一部負担金等の合算額について通常の高額療養費の算定基準額の2分の1の算定基準額を適用して高額療養費を支給する特例を設けるものです。(別紙1及び2)

2 留意事項

今回の措置により、来年1月から、75歳年齢到達月における自己負担限度額は別紙3のとおりとなります。

なお、75歳に到達し長寿医療の被保険者となったことにより健康保険の被保険者でなくなった方の被扶養者(被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者に移行することとなる。)が、当該長寿医療被保険者の75歳に到達した月に療養を受けた場合についても、同様に自己負担限度額が2分の1となりますので、御留意いただくようお願いします。

II 現役並み所得者の判定基準の見直し

1 内容

長寿医療制度への移行に伴い、新たに現役並み所得者となった方(※)について、従前と同様の負担割合(1割)となるよう措置するものです。(別紙4)

※ 課税所得145万円以上かつ収入383万円以上の方(世帯内に長寿医療被保険者が一人である方に限る。)であって、その属する世帯の70～74歳の方を含めた収入の合計額が520万円未満である方。

具体的には、現在の被保険者証の「一部負担金の割合」欄に、

- ① 「3割・自己負担限度額一般適用」と記載されているすべての被保険者と、
- ② 「3割」と記載されている被保険者のうち一部の方となります。

2 留意事項

対象となる方については、以下のとおり来年1月からの一部負担金の負担割合を「1割」とした被保険者証を年内(※)に交付することとしていますので、医療機関等において一部負担金の負担割合を確認する際には、御留意いただくようお願いします。

① IIの1の①に該当する被保険者について

「一部負担金の割合」欄に「1割(※平成20年12月31日までは3割・自己負担限度額「一般」適用)」と記載した被保険者証(別紙5)を交付

② IIの1の②に該当する被保険者について

当該被保険者からの申請により要件に該当するかどうか判定した上で、該当する方に対し、「一部負担金の割合」欄に「1割(平成20年12月31日までは3割)」と記載した被保険者証(別紙6)を交付

※ ②に該当する被保険者については、各都道府県後期高齢者医療広域連合において定めた申請期限までに申請があった場合に限り、年内に交付することとしており、申請期限以降に申請があったものについては、随時交付することとしています。

(担当)

厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係 反田・嶋

TEL 03-5253-1111

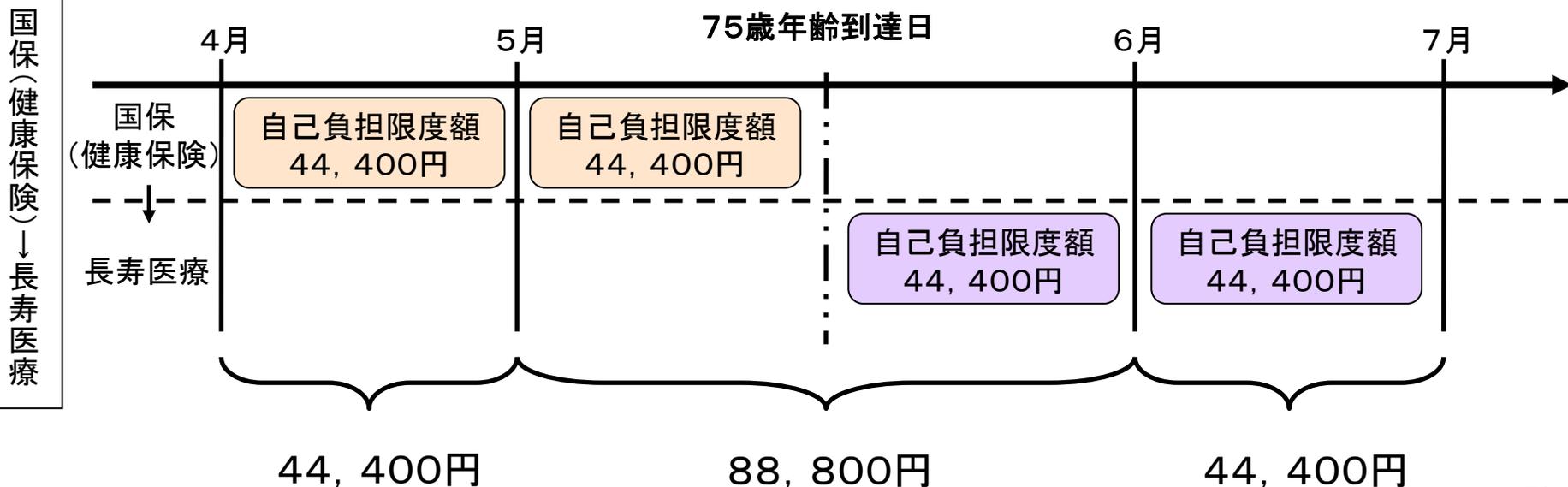
(内線)3199・3198

75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることについて

【概要】

月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度（国保・被用者保険）で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者から見れば、一部負担金等の額が前月と比べて2倍となるが生じうる。

【現状】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

【対応案】

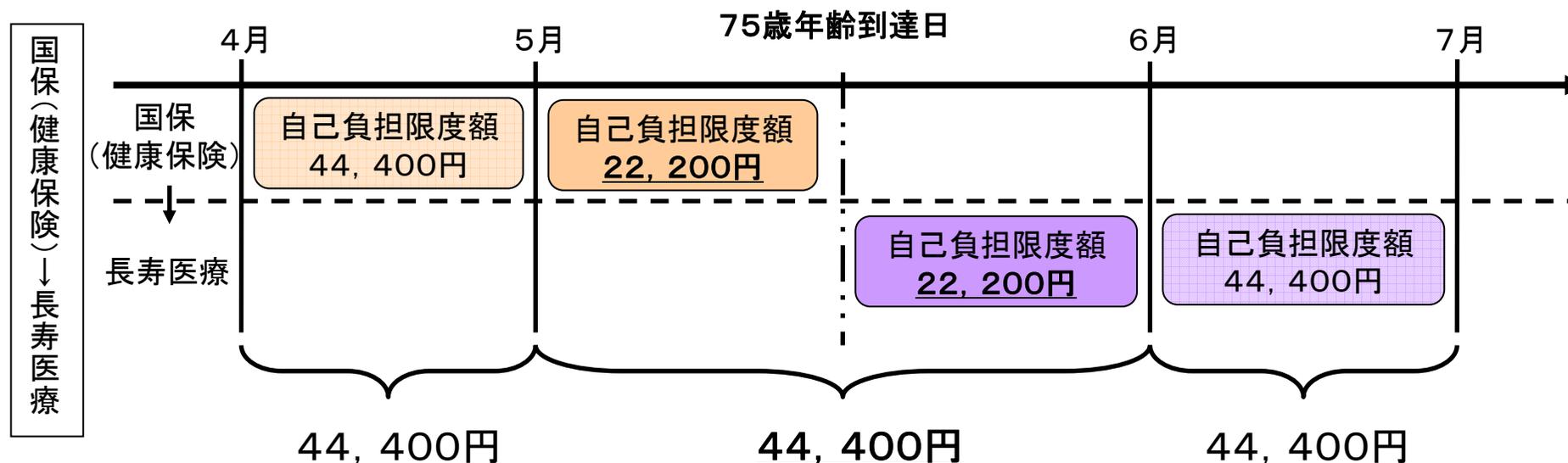
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。→(75歳到達月における自己負担限度額の特例)

これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消される。

【施行日等】

平成20年11月21日政令改正の公布 平成21年1月1日施行

【具体例】(自己負担限度額の区分が一般の場合)



※ 被用者保険本人が長寿医療に移行したことにより、その被扶養者が国保に移行する場合も、同様の措置を講ずる。

「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の設定方法について

【75歳の誕生日以外】

75歳到達月における自己負担限度額の特例

【75歳の誕生日】

70歳以上			自己負担限度額						
			外来（個人）	（世帯合算）			外来（個人）	個人合算	（世帯合算）
	現役並み所得者 （月収28万円以上、課税所得145万円以上）		44,400円	80,100円 +1% (44,400円)	現役並み所得者 （月収28万円以上、課税所得145万円以上）		22,200円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)
	一般		12,000円	44,400円	一般		6,000円	22,200円	44,400円
低所得者 （住民税非課税）	II		8,000円	24,600円	II		4,000円	12,300円	24,600円
	I （年金収入80万円以下等）			15,000円	I （年金収入80万円以下等）			7,500円	15,000円

（注1）金額は1月当たりの限度額。（ ）内の金額は、多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

（注2）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」における 1%部分は、医療費が、133,500円を超える部分について、1%を負担する。

（注3）「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、通常の限度額で世帯合算を行う。

（注2）70歳から74歳の自己負担限度額については、20年度における自己負担限度額である。

長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

【問題の所在】

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

〈対象者〉

- 課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳以上の者の年収の合計が520万円未満のもの。

〈経過措置〉

- 平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

※ 平成20年4月～7月の間は、経過措置として、老人保健制度と同様に、同一世帯に属する70歳以上の方(65歳以上で障害認定を受けている方を含む)の所得及び収入で判定。

【対応】

- 上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となるよう政令改正を行う。

※ 被用者保険及び国保に加入する70～74歳の方についても、同様の政令改正を行う。

※ 現在、平成20年8月からの経過措置の対象になっている者は、職権で1割負担の被保険者証を12月中に送付する。

※ 上記対象者の要件を満たしている場合であっても、経過措置の申請をしていない者がいることから、各広域連合において、当該要件に該当し得る被保険者あて申請勧奨を行う。

【施行日等】

- 平成20年11月21日政令改正の公布 平成21年1月1日施行

	H20. 4～H20. 7	H20. 8～	H21. 1～
定率負担	1割	3割	1割
自己負担限度額	44,400円	44,400円	44,400円
外来限度額	12,000円	12,000円	12,000円

別紙5



後期高齢者医療被保険者証

有効期限 _____

被保険者番号													
被 保 険 者	住 所												
	氏 名												
	生年月日												
資格取得年月日													
発効期日													
交付年月日													
一部負担金の割合	1割 (平成20年12月31日までは3割・自己負担限度額「一般」適用)												
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 												

別紙6



後期高齢者医療被保険者証

有効期限 _____

被保険者番号													
被 保 険 者	住 所												
	氏 名												
	生年月日												
資格取得年月日													
発効期日													
交付年月日													
一部負担金の割合	1割(平成20年12月31日までは3割)												
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 												